

第6次荒尾市総合計画(仮称) 策定方針

令和元年6月

荒尾市

— 目 次 —

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 策定に当たっての基本的な考え方	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の構成	3
5. 策定体制	4
6. 策定スケジュール	5

1. 計画策定の背景と目的

本市では、平成 27 年度に「新・第 5 次荒尾市総合計画」、平成 29 年度に「新・第 5 次荒尾市総合計画（改定版）」を策定し、人口減少が進行する中でも、市民が「誇り」や「つながり」、「しあわせ」を感じながら、未来に希望をもつことができるようなまちづくりを推進してきた【将来像：しあわせ 創生 あらお】。これらの計画は、人口減少抑制と東京圏への人口一極集中是正等を目的に制定された「まち・ひと・しごと創生法」における「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」としての性質を兼ねており、長期的な視点から将来人口展望を定める「人口ビジョン」と、重点的な施策を取りまとめた「あらお創生総合戦略」で構成している。

今年度、現行計画の目標年次を迎えることから、進捗状況等の検証を行うとともに、改めて本市を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、令和 2 年度からを計画期間とする次期総合計画を策定するものである。次期総合計画については、これまで同様、将来像の実現に向けた施策を体系化した本市の最上位計画として、市民と行政とで将来像や目標を共有するとともに、各施策の進捗状況を判断する基準とすることを目的とする。

2. 策定に当たっての基本的な考え方

(1) 対話重視・協働による「地域経営計画型」への展開

「新・第 5 次荒尾市総合計画」では、限られた経営資源を効果的に配分するため、成果志向で特に重点的に推進する施策を中心にまとめた「戦略型」の計画とした。

次期総合計画においては、KPI の設定と PDCA サイクルによるマネジメントを行うなど「戦略型」の要素は継承しつつ、市全体の課題と地域における課題は密接に関連していることや、双方の解決を図るためには、地域と行政で課題認識を共有し、役割分担の下解決を図ることが重要であることを踏まえ、地域ごとの課題や特性、将来ビジョンや役割分担などについてまとめた地区別計画を併せて策定することで、「地域経営計画型」への展開を目指す。

(2) 「行政主体の計画書」から「市民主体の計画書」への展開（協働の推進）

平成 30 年度に策定した「荒尾市行政経営計画」においても示しているとおり、今後、行政と地域の双方において経営資源が制約されることが見込まれる中、持続可能なまちづくりを行うためには、市民をはじめ、NPO などの関係団体や民間企業などの多様な団体との連携・協働を進める必要がある。総合計画は、市の将来像やまちづくりの方針を定める最上位計画であり、策定段階から市民参画を促すことで、より市民の意向に沿った内容とするとともに、市民の関心を高めることができるため、策定体制を見直し、策定プロセスの充実を図る。

また、総合計画に定める将来像や目標、取組方針を市民と共有し、協働を推進するためにも、内容を分かりやすく市民に伝える必要があるため、計画冊子のデザインを工夫することとする。

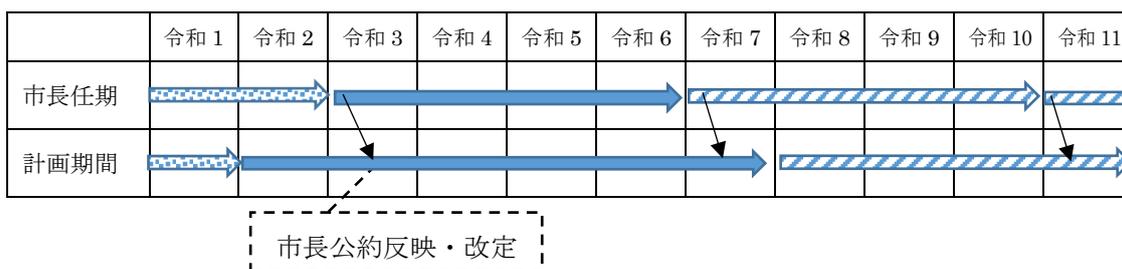
(3) 社会の潮流や国の各種政策の反映

「新・第5次荒尾市総合計画」は、まち・ひと・しごと創生法に基づく「地方版総合戦略」としての位置づけを兼ねたものであるが、国においては、今後も地方創生を継承し、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)」を策定される予定であり、地方公共団体に対しても、その内容を勘案しながら「地方版総合戦略」を策定することが求められる見込みであることから、次期総合計画についても、引き続き「地方版総合戦略」としての位置づけを兼ねたものとする。また、「SDGs」や「国土強靱化」などの国の政策をはじめ、「関係人口の増大」や「Society5.0 への対応」などの社会の潮流を踏まえ、将来像を設定することとする。

3. 計画の期間

「新・第5次荒尾市総合計画」では、従来の本市の総合計画の期間や、国の総合戦略との兼ね合いもあり計画期間を5年としていたが、次期総合計画については、市長公約との連動性を確保するため、市長任期を考慮し、計画期間を6年（令和2年度～令和7年度）とする。そして、次の市長任期が予定される令和3年度に、市長公約等も踏まえ、改定を行うこととする。（荒尾市総合計画条例施行規則も併せて改正予定。）

―市長任期と計画期間の連動イメージ―



4. 計画の構成

2060年の本市の将来展望人口を示した「人口ビジョン」と、将来展望を踏まえた本市の将来像や、それを実現するために推進する政策などをまとめた「総合戦略（アクションプラン）」、市内12地区の地区ごとの課題や特性、将来像や取組概要をまとめた「地区別計画」で構成する。（ただし、「アクションプラン」及び「地区別計画」の冊子への掲載方法については、進捗状況を踏まえ改めて検討する。）

（1）人口ビジョン

現在策定している本市の人口ビジョンにおいては、国・県の人口ビジョンを考慮しながら、2060年の将来展望人口という長期的な展望を示している。今後、国の方針も踏まえつつ、現人口ビジョンで設定している将来展望を時点修正し、別途、計画の目標年次時点における人口を目標人口として設定する。

（2）総合戦略・アクションプラン

総合戦略は、限られた経営資源を最大限活用するため、計画期間内に重点的に実施する予定の施策を示したものとし、その中でも、市民ニーズや社会情勢を踏まえ、政策横断的に特に重点的に推進する施策については「重点戦略」として位置づけ、予算等の重点配分を行う。また、計画の実効性を高めるため、予算との整合を図りながら、計画期間中に実施する事務事業をまとめた「アクションプラン」を併せて作成する。

（3）地区別計画 ※策定支援のため、プロポーザル方式により業務委託を行う予定。

「総合戦略・アクションプラン」において、市が主体的に取り組む政策や施策を取りまとめる一方で、地域の課題や特性を基に、地域が主体的に取り組む内容や協働で取り組む内容をまとめた計画として「地区別計画」を策定する。

「地区別計画」は、地区協議会を中心に各地区が主体的に策定するものとし、策定プロセスの前半において、地域住民同士で対話を重ねることで各地区の特性や課題（困りごと）を徹底的に収集した上で、後半において、解決方法や役割分担、地域のありたい姿などについて協議を行い、総合戦略との関連性も踏まえながら、計画として取りまとめることとする。

策定後も、計画の進捗状況を確認しながら、各地区の特性を生かした地域づくりの方向性や、そのために必要な取組みについて継続して協議を行うものとする。

なお、地区別計画の策定方法については、委託業者の助言等も参考としながら、今後、具体的に検討する。

5. 策定体制

(1) 庁内体制

庁内においては、「新・第5次荒尾市総合計画」の策定体制同様、政策部会連絡会議において運営方針等を協議するとともに、政策部会において内容に関する協議を行う。ただし、政策部会の構成については、本市の課題や、国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)」等も踏まえた政策体系の見直しに合わせ、見直すこととする。

(2) 市民参画

市民参画については、従来同様、荒尾市総合計画審議会を中心に推進することとするが、次期総合計画は地域経営を重視したものとすることから、市民参画をさらに進めるため、総合計画審議会委員について市民公募を行い、市民代表として2名程度新たに委員に加えることとする。

また、次世代を担う人材のニーズを把握し、施策検討の参考にするとともに、本市の将来について自分事として考える機会を設けることで、まちづくりへの関心や郷土への愛着を高め、市外転出の抑制を図ることなどを目的に、市内中高生等を対象としたワークショップを行う。

さらに、現状把握を十分に行うとともに、役割分担の明確化を図るため、市内各種団体に対するヒアリング（アンケート）を行う。

なお、地区別計画の策定に当たっては、各地区においてワークショップを行い、多くの地域住民との対話の機会を確保することとする。

6. 策定スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合計画審議会			○		○		○		○		○	○
		諮問・策定方針		将来像・重点戦略		政策体系・数値目標			計画素案	計画答申案		答申
行政経営会議		○		○		○		○			○	
		策定方針	将来像・重点戦略		政策体系・数値目標			計画素案		計画答申案		
市民参画												
市議会			○			○			○			○
			策定方針		将来像・重点戦略				計画素案			施政方針
政策部会												
現状分析		—————										
成果検証（新・第5次）		—————										
政策方針・数値目標			—————									
具体的な施策・KPI			—————									
(参考) 第2期 総合戦略			基本方針 閣議決定					総合戦略 骨子審議		総合戦略 閣議決定		